

児童手当

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校終了までの児童を養育している方に手当てを支給します。

対象者 高校生年代までのお子さんを養育している父母等

持ち物 ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード

・請求者及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード

支給額 ・3歳未満（第1子、第2子）15,000円/月

（第3子以降）30,000円/月

・3歳以上高校生年代まで（第1子、第2子）10,000円/月

（第3子以降）30,000円/月

支給月 2月・4月・6月・8月・10月・12月

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

産後ケア事業

産後の支援を必要とする産後おおむね1年までのお母さんと赤ちゃんに、産科医療機関・助産所等（対応可能な施設は限られます）の保健指導サービスを提供しています。

対象 ・大台町に住民票がある方

・産後おおむね1年以内（施設によって期間は異なります）のお母さんと赤ちゃん

・支援を必要とするお母さんと赤ちゃん（専門的な治療の必要のない方）

内容 サービスには、宿泊型と通所型と訪問型があります。利用できる期間は、原則7日以内です。

（1）お母さんの健康管理・産後の生活のアドバイス

（2）乳房のケア・授乳方法の指導

（3）赤ちゃんの身体計測・発育発達のチェック

（4）赤ちゃんの沐浴・スキンケアなど育児方法の指導

（5）育児相談や子育て情報の提供

＊サービスには、利用者世帯の所得に応じて自己負担がかかります。

＊利用をキャンセルされる場合は、利用開始日前日の正午までに利用予定施設へ直接、ご連絡ください。

申請 事前に福祉課にご相談ください。妊娠中からも相談に応じます。ご出産後、「大台町産後ケア事業申請書」にご記入いただき申請してください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783